

## 北九州市博物館登録等関係規定要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、北九州市における博物館登録等について必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の添付書類)

- 2 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第12条第2項第3号に規定する書類は、3の登録の基準を満たすことを証する書類とする。

(登録の基準)

- 3 博物館登録の基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。）第19条から第21条までの規定を参酌し、以下のように定める。

### (1) 博物館の体制に関する基準

法第13条第1項第3号に規定する、博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次に掲げる事項とする。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

イ 3（1）アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ 3（1）イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

### (2) 学芸員その他の職員に関する基準

法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次に掲げる事項とする。

ア 3（1）アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員が置かれていること。

ウ 3（1）アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

### (3) 施設及び設備に関する基準

法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次に掲げる事項とする。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(定期報告)

4 法第16条に規定する定期報告は、原則年1回程度、教育委員会の求めに応じて、必要な書類を提出するものとする。

(指定の申請)

5 省令第23条の規定による指定の申請は、指定申請書(様式第1号)により行うものとし、2に定める書類を添付しなければならない。

(指定の基準)

6 法第31条第1項の規定により指定する博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)の指定にあたっては、省令第24条第2項にて準用する同令第19条から第21条までの規定を参酌し、3の登録の基準のうち、「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館」とあるのは「指定施設」と、「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」として定める。

(指定の実施)

7 指定は、次に掲げる事項を博物館相当施設指定原簿(様式第2号)に記載するものとする。

(1) 省令第23条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 指定の年月日

(指定施設の変更)

8 省令第25条の規定による報告は、指定施設変更届(第3号様式)により行うものとする。

(指定施設の廃止)

9 指定施設の設置者は、指定施設を廃止したときは、指定施設廃止届(第4号様式)により、教育委員会へ届出るものとする。

(審査期間)

10 登録等の申請があった場合、すべての書類提出後60日以内にその可否を当該登録申請者に通知するものとする。

(補則)

11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



博物館相当施設指定原簿

事項	指定	指定変更			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	北九州市教委 第 号				
指定施設の 設置者の 名称					
指定施設の 設置者の 住所					
指定施設の 名称					
指定施設の 所在地					
備考					

指定施設変更届

年 月 日

北九州市教育委員会 様

指定施設の設置者  
指定施設の設置者の住所又は  
主たる事務所の所在地

指定施設について、下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

- 1 指定施設の設置者の名称
  
- 2 指定施設の設置者の住所
  
- 3 指定施設の名称
  
- 4 指定施設の所在地
  
- 5 変更年月日

注 該当事項のみ記入すること。

指定施設廃止届

年 月 日

北九州市教育委員会 様

指定施設の設置者  
指定施設の設置者の住所又は  
主たる事務所の所在地

指定施設を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定施設の設置者の名称
- 2 指定施設の設置者の住所
- 3 指定施設の名称
- 4 指定施設の所在地
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由